

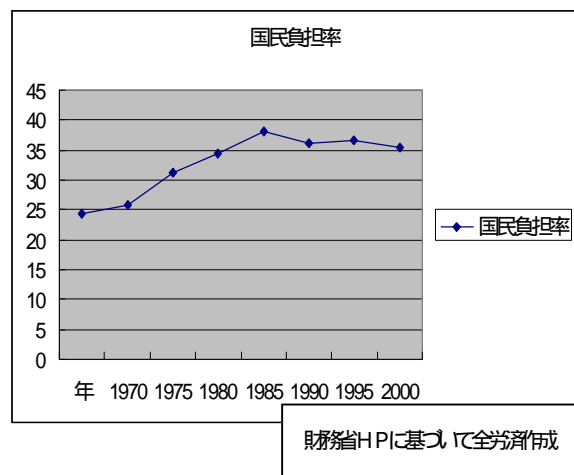
### 3 . 共済制度の改善

労働者共済事業の強化をはかり、加入者の生活向上をはかるため、つぎのとおり税制等を拡充する。

- 1 . 生命共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引き上げる。
- 2 . 年金共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引き上げる。
- 3 . 火災共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引き上げる。

国民負担率の上昇傾向

給付と負担の適正化をはかるためにも国民負担増大の抑制が必要



今後ますます本格化する少子高齢化社会に備えて、国民負担増大の抑制をおさえかつ保障に対する自助努力を促進することが必要不可欠と考えます。かかる目的を達成するために、**国民の負担を軽減する共済掛金控除制度の堅持を要望します。**

控除制度の堅持のみならず、現行の所得控除限度額は、平均年間払込保険料を大きく下回り所得控除限度額の引き上げが必要と考えます。

平均年間払込保険料（生命保険）

男性 31.0 円 女性 20.5 万円

生命保険文化センター「平成 16 年度生活保障に関する調査」

共済掛金所得控除限度額は 30 年以上据え置き

	昭和 49 年	昭和 56 年	昭和 63 年	平成 7 年	平成 15 年
生命共済掛金所得控除限度額	5 万円	<b>据え置き</b>			5 万円
消費者物価指数	100	161.48	178.89	201.84	201.02

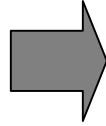
共済掛金所得控除限度額は、1974年に現行水準に引き上げられて以来30年以上据え置かれたままです。

物価上昇、年金制度改正、税制改正等により国民の負担は増す一方で、現行の所得控除限度額ではきわめて不十分です。

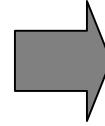
早期の共済掛金所得控除限度額の引き上げを要望します。

4. 損害保険料控除とは別枠で、自然災害共済の共済掛金にかかる所得控除制度を新たに創設する。

相次ぐ未曾有の自然災害



自然災害への自助努力による備えが不可欠



自助努力を支える税制のバックアップが必要

平成 17 年度は相次ぐ未曾有の大災害に見舞われました。いまや日本全国のどこにおいても、地震や台風等自然災害の被害を受ける恐れがあり、万一の際に備えることが重要です。

災害からの復興と国民経済の安定をはかるためには、自助努力による自然災害への備えが必要不可欠です。しかし、掛金の負担も多く地震保険の加入率は 2 割にも達していません。

平成 17 年度の大規模な自然災害

7 月 新潟・福島豪雨

8 月 台風 16 号

9 月 台風 18 号

10 月 台風 23 号

10 月 新潟中越地震

3 月 福岡県西方沖地震

経済負担を抑え、国民の自助努力を促すためには税制面でのバックアップが欠かせません。損害保険料控除とは別枠で、自然災害保障の掛金にかかる所得控除制度を新たに創設し国民の負担を軽減することを要望します。

前年からの継続要望事項です。

5. 異常危険準備金について、火災共済等の損金算入限度を現行の100分の2.5から100分の3に引き上げる。洗替保証率を現行の100分の40から100分の50に引き上げる。

#### 1. 火災共済等の損金算入限度の引き上げ

異常危険準備金の円滑な積立を行うため、損金算入の限度額を当該年度の収入共済掛金の100分の3へ引き上げることを要望します。

\* 消費生活協同組合は、厚生労働省令により当該年度収入共済掛金額の100分の3を積み立てることを義務付けられています。租税特別措置法上の火災共済等の異常危険準備金の損金算入限度額は当該年度収入共済金の100分の2.5までで、差額は課税されています。

#### 2. 洗替保証率の引き上げ

異常・巨大な災害に対する共済金支払いをより確実に担保するために、洗替保証率を現行100分の40から100分の50に引き上げることを要望します。

##### \* 洗替保証率

異常危険準備金制度においては、10年を経過した積立金は取り崩すこととされていますが、10年間の積立を経ても当該年度の収入共済掛金の100分の40に満たない場合は、10年を超えて積立を継続できるように洗替（当該年度の収入共済金に対する積立金の割合）が定められています。

\* 前年からの継続要望です。